

相談事例

ID：03-02-039

相談タイトル

入居している賃貸住宅の管理会社の対応について

Q：ご相談内容

入居している賃貸住宅の水道水に「錆や臭い」が出たので、管理会社に連絡したところ、管理会社の従業員に対する相談者の対応が悪かったという理由で、管理会社の社長が怒鳴り込んできた。社長が怒鳴り込んでくるような対応を従業員に行ったことは無く、逆に、相談者が生活保護受給者であることを大声で言われて、名誉毀損などの問題があると考えている。不動産業者が所属している協会から指導してもらえるという事を聞いたが、管理会社（宅建業者）を指導してもらえるのか。

A：回答

相談のあった管理会社（宅建業者）が所属している協会については、全日本不動産協会となります。協会の方に話を聞いてもらうことはできるかもしれませんが、個別の案件に対しての指導と言うことはあまり行われなないと思います。宅建業法に違反等している行為があれば、その場合の指導については、宅建業の許可を扱っている群馬県住宅政策課（宅建業係）になると考えます。全日本不動産協会及び、県住宅政策課（宅建業係）の連絡先をご案内致しますが、相談内容が賃貸住宅の管理という行為についてですので、場合によっては、再度こちら住まいの相談センターの法律相談を利用するようにと言われることも考えられます。